

会 議 録 （ 要 旨 ）

記録者 デジタル都市推進課
データ管理活用G
主幹 渡辺

供覧	部長	次長	課長	課長補佐	主査係長	係員
件名	令和7年第1回龍ヶ崎市情報公開・個人情報保護審査会					
日時	令和7年2月6日（木）午後3時00分から午後4時00分					
場所	市役所本庁舎5階第1委員会室					
主催者	龍ヶ崎市情報公開・個人情報保護審査会 会長 周 作彩					
出席者	（委員）周会長、有川副会長、伊藤委員、鴻巣委員、田島委員、岡澤委員 （事務局）坪井部長、栗山課長、小崎課長補佐、中谷課長補佐、記録者					
欠席者	伊澤委員					
傍聴人	0人					
議事録署名人	有川委員、伊藤委員					
〈会議の内容〉 1.開会 2.議事 (1) 情報公開制度における非開示情報の整理 (2) その他 3.閉会						
1 開会						
事務局	本日は大変お忙しい中、令和7年第1回龍ヶ崎市情報公開・個人情報保護審査会にご出席いただき、誠にありがとうございます。 開会前に1つ、ご報告させていただくことがございます。 本市におきまして、個人情報などが記載された介護保険認定調査票の紛失事案についての報告でございます。 本年1月10日金曜日、本市の介護保険課に所属する介護認定調査員が訪問調査のため外出したとき、個人情報が記載された介護保険認定調査票1枚を紛失する事案が発生してしまいました。 市役所を出発した時、それから途中までは、当該調査票を保有していることを確認しておりましたが、調査対象のお宅に訪問した際に、調査票がなくなっていることに気が付いたものでございます。 本市では、調査対象者の自宅の周辺などを検索するとともに、ご本人様に直接お会いしまして、状況説明及び謝罪をさせていただいております。 また、1月14日火曜日に、竜ヶ崎警察署に調査票紛失に関する遺失届を提出し受理されているところでございます。 現在のところ、調査票の発見には至っておりませんが、紛失によるご本人様への2次被害なども確認されていないところでございます。 ご本人様をはじめまして市民の皆様に、信頼を損ねる事態を発生させてしまっ					

	たことを、改めてお詫び申し上げるとともに、再発防止を図るためにも今後、管理体制の見直しなどを徹底すると市長も申しておりますので、この場をもってご報告をさせていただければと思います。 本事案につきましては市公式ホームページ及びプレスリリースをした後に、茨城新聞でも掲載をされている事案になっておりますので、審査会開催の前にご報告させていただきました。 それでは、改めまして令和7年第1回龍ヶ崎市情報公開・個人情報保護審査会を開催いたします。 まず初めに、本日の出席状況です。本日は伊澤委員から欠席の連絡を受けております。委員6名の出席がございまして、龍ヶ崎市情報公開個人情報保護審査会条例施行規則第3条第2項の規定により、本会議は成立していることをご報告させていただきます。 それでは議事に入る前に会長から一言ごあいさつをお願いいたします。
周会長	皆さんこんにちは。 お忙しい中ご参加いただきましてありがとうございます。 本日も、審議の進行にご協力いただければと考えております。 どうぞよろしくお願い申し上げます。
事務局	ありがとうございました。 次に本日の会議運営につきましてご確認をさせていただきます。 本会議は公開の対象となる会議でございまして、後日、市公式ホームページにて皆様の発言の内容も含めた審議内容を議事録として公開させていただきます。 議事録作成のために、前回同様に、ご発言の内容を録音させていただきますので、ご発言の際にはお手元のマイクのスイッチを押してから発言をお願いいたします。 発言の内容に個人情報など公開できない情報がございました場合には、マスキングなどの加工をさせていただきますことをご了承いただければと思います。 発言が終わりましたら、マイクのスイッチを切っていただけますよう、あせてお願いいたします。 それでは、この後の進行につきましては会長にお願いしたいと思っております。
周会長	それでは進行させていただきます。 まず初めに、この審査会は龍ヶ崎市附属機関の会議の公開に関する条例に基づき、原則公開となっております。 傍聴人の確認をいたします。本日、傍聴人はおりません。 続きまして、本日の会議の議事録署名人を指名させていただきます。 伊藤委員と有川委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。
伊藤委員・有川委員	《了承》
周会長	会議録ができ上がりましたら確認と署名をお願いいたします。 それでは議事の方に入らせていただきます。 議事（1）情報公開制度における非開示情報の整理についてでございます。

2 議事

(1) 情報公開制度における非開示情報の整理

事務局	議事(1)について説明。
周会長	ありがとうございます。 非開示情報の整理として、今後、国の法律の規定に沿うような形で整理していくという基本的な考え方であるわけです。 こちらについて質問がございましたらお願いいたします。
田島委員	現在、法令と条例で齟齬がないようであれば改正する必要があるのかなと思いますが、どうでしょうか。 例えば情報公開条例がない自治体がある場合は、法に基づいて運用しているのでしょうか。
事務局	情報公開条例がない自治体があるかについては手元に資料がないので、明確なお答えができませんが、基本的にはどの自治体も、情報公開制度は持っていると考えております。 条例の沿革からのお話になってしまいますが、まず龍ヶ崎市情報公開条例は平成9年に制定をしております、先駆的な取組みとしてスタートをしてきたところでございます。 その後、行政不服審査法の改正や情報化の進展なども取り込みながら、条例を改正してきた経緯がございますが、この不開示情報については、先ほど、齟齬はないとの説明もありましたが、これまで電磁的記録が追加されたものの、以降はほぼ改正をせずに当初のものが踏襲されております。 後発的に、国や他の自治体の条例ができてきましたので、その後にできたものは概ね国の法令に沿ったような規定になっておりまして、先駆的にやっていた龍ヶ崎市をはじめとする自治体の条文が先ほどの説明のような形で言葉にずれがあるというような状況になっております。 我々としまでも改正後も同様の運用になるとは考えておりますが、一方で、両輪として動かしていた個人情報保護制度の条例が廃止されて、個人情報保護法は国の法律に一元化されております。 廃止前というのは、情報公開条例と個人情報条例の不開示情報の規定というのは概ね一致しておりましたが、個人情報保護条例は法律に一元化され、改めて個人情報保護法の不開示情報の規定を見ますと、今の情報公開条例との表現に差がありますので、解釈は変わらないものですが、その部分をそろえていきたいと考えております。 また、職員が個人情報保護法を見たときと情報公開条例を見たときに言葉が違っており、どう解釈していいのか、違いはあるのかなど、職員には説明しているところですが、やはり運用していく中では概ねそろっていた方が、適切な運用を行っていけるものと考えております。 また、市民の方がそれぞれを見たときに、全く一緒ではありませんが、表現がそろっている規定を用いた方が、よりわかりやすいのではないかと事務局の思いもございます。 以上です。

田島委員	正しい例えか分かりませんが、旧型の車を最新版の車に変えようみたいな形になるのでしょうか。 市民や職員にもわかりやすく、条例を確認することで法令の内容も網羅できるということは、その方が分かりやすいと思いますし、私も前向きな考えで、結構だと思います。 それともう1点だけ教えてください。 匿名加工情報とは具体的にどのような情報ですか。
事務局	具体的には、個人情報を含む情報で特定の個人を識別できないように個人情報を加工し、さらに、削除した個人情報を復元できないよう加工した情報で、パーソナルデータを有効的に活用していくことを目的としております。 現段階では努力義務ですが、例えば事業者等から自治体へ匿名加工情報の要望や提案があった際には、内部で検討したうえで、加工等に係る実費相当分を事業者に負担いただき、情報を提供するという仕組みでございます。
田島委員	去年、学歴に関する情報公開請求がありましたが、例えば氏名などを削除して大学名のみを出すというような形でしょうか。
事務局	個人を識別できる情報を削除し、復元できない形に加工することで、匿名加工情報になりますが、対象の事案は情報の母数が少ないことから、特定される恐れがありますので匿名加工情報としては適さないと思われます。加工作業といった観点でのみでご説明するとそのような形になります。
周会長	匿名加工情報というのは、要するに、大量の個人データを、様々な場面で活用していくために、識別できる記号や符号、或いは氏名等の個人情報などを伏せた上で、ビッグデータとして広く活用していこうというものでございます。 ただし、ビッグデータについては、匿名加工しているので公開してもいいですが、その加工に際して削除された識別符号などは、従前と同じく、非開示情報となるということです。
周会長	条例は条例として、法令に1字1句合わせる必要はありませんが、事務局の考え方としてはなるべく、法律に合わせた方がわかりやすいだろうということで、改正をするというわけです。 ご苦勞もあろうかと思いますが、改正することには特に、問題があるというわけではないように、私は認識しております。
田島委員	私も周会長と同じ考えですが、法令と同様の規定に改正するのか、もしくは、条例の中で言葉として足りないところは法令にそって改正していくのか、どちらで検討していますか。
事務局	法令の規定にすべて基づいて改正していくというよりは、条例の規定の中には、解釈し運用している部分もありますので、そういったところは法令にそった形にしていきたいと考えております。
周会長	匿名加工情報も、今は規定されておりませんが、ここに追加するという理解でよろしいですか。
事務局	匿名加工情報につきましては努力義務の段階で、市の個人情報保護法施行条例にも規定されていないところですので、現段階では情報公開条例への追加に関しては検討しているところです。

周会長	ほかに何かございますか。
事務局	ご意見をいただきたい部分がございまして、資料１の５番のところで、開示情報として、意思形成過程などに携わった職員の氏名は公表するという規定がございいます。他の自治体でも同じような規定はあるところですが、現在、我々の名札もそうですが、フルネーム出さないようにしています。 これはお客様にSNS上で探されたりするおそれがあり、職員個人を守るというところで人事行政課が実施しておりますが、他の自治体の条文の規定を見ますと、「職員の権利利益を侵害する場合はこの限りではない。」といった規定が追加されているところもございいます。法の規定を見ますと、職のみを出すなどの規定になっております。 職員を守るというところではそういった規定も入れてもいいのではないかなと考えているところですが、ご意見等伺えればと思っております。
周会長	法律の方では、その職務遂行に係るその職、職務内容については公開するというになっておりますが、条例では、職及び氏名、に関する情報を公開するというになっております。 もし、法律に合わせて改正するということになると、情報公開の範囲が狭くなるというところではあります。いかがでしょうか。
田島委員	現行条例でも、公開するにあたっては、公益上必要であることと規定されています。 むやみに公開するのではなくて、公益上必要がある場合ということで、すべて公開するわけでもありません。 周会長がおっしゃった通り、今まで氏名まで公表したのに、それを職だけにすると範囲が狭くなってしまうのでそのあたりの検討が必要だと思います。
事務局	現状としまして情報公開請求があった場合には、例えば起案文書であれば、誰が起案したか、途中経過に誰が確認をしたか印鑑を押していますが、その印影はすべて公開しております。 例えば、会議録だと作成者の名前が出ており、市公式ホームページでも公開していますので、インターネットで検索すると個人名が出てくるような状況になってます。 実例を参考まで申し上げますと、情報公開請求をして、その担当者を特定し、執拗に窓口まで確認に来るといような事例もございいます。 前段ですべて非公開とするのは難しいとは思いますが、実際に事務に支障が出たりする場合もございいますので、職員を守るためにも盛り込んでもいいものかなという思いもございましたので、今回、ご意見をいただきたいと思っております。
周会長	国の場合は、氏名も公益上必要であるという文言はなく、職及び当該職務遂行の内容に係る部分に限定して公開するとなっています。 条例の改正になると議会の判断ということにもなるわけですが、この前段階で、審査会へ意見を求められてるわけですが、いかがでしょうか。
事務局	県内の各自治体の条文を見ますと、職氏名という規定になっているところがほとんどですが、水戸市などはその規定の後にただし書きがございまして、「当該公務員等の氏名に係る情報を公にすることにより当該個人の権利利益を不当に

	害するおそれがある場合には、当該公務員等の氏名に係る部分を除く。」という規定が盛り込まれております。 我々としても個人の権利利益の侵害という部分の規定を盛り込むことはできないかと、検討をしていたところでございます。
周会長	個人的には氏名を完全に除くと条例が後退したような印象を与えてしまうように感じます。なので、ただし書きという形で規定した方が対外的にも印象が良いのではないかと思います。
田島委員	私も会長おっしゃった通り、ただし書きが良いのかなと思います。
事務局	ありがとうございます。 いただきましたご意見等を参考に、今後は条例案を皆様にお示しをした上で改めてご意見をいただきたいと考えております。
その他	
事務局	龍ヶ崎市個人情報安全管理措置規程の策定について説明 (前回審査会後の修正に係る事項の報告)
周会長	こちらについては特に意義等はないかと思いますが、いかがでしょうか。
田島委員	7 ページの一番上から 2 番、必要な措置を「講ずるものとする。」、その次の 20 条は「講ずるものとする。」、その次は必要な措置を「講ずる。」と言葉尻の問題であまり違いはないように思いますが、言葉の使い方として何か理由があればお願いします。
事務局	体裁が整えられておりませんでしたので、その点については統一した形で修正いたします。
その他	
事務局	オープンデータについての取組みについて説明
周会長	この情報公開というのは情報公開請求だけではなく、市として公開した方がよいという情報を積極的に公開、情報提供に努めるということは非常に素晴らしい取組みだろうと思っております。
田島委員	公開データの中には、性質別決算は入っていますか。この情報については、公開が義務となっていますが、どこに公開されているのか見当たりませんでした。
事務局	統計書の中にはデータとして収録されておりましたが、別途、財政課の方で市公式ホームページ上に財政状況という冊子を PDF で公開しておりまして、その中で該当の情報につきましては決算情報として掲載させていただいております。
事務局	現在は統計りゅうがさきに掲載しているデータをこのような形で公表していますが、これから先、オープンデータとしての公開については様々なリクエストもあるのではないかと考えております。 データ管理活用グループではデータを管理するだけでなく活用も図っていきましようというところの取組みとして、今回ご報告させていただきました。

事務局	情報公開請求があった際に、内容にもよりますが、その中には市民の皆さまが求めている情報もあるかと思いますので、先ほど説明があった庁内データの棚卸作業を進めておりますので、データの蓄積を引き続き進めていくとともに、市民の方などが求めているものを加味しながら公開をしていきたいと考えております。		
周会長	ほかに質問やご意見などがありますか。 ないようですので、以上をもちまして本日の会議を終了させていただきます。 本日も慎重なご審議をいただきましてありがとうございました。		
閉会			
次回会議予定	次回開催日程等については、再度調整後、決定。		
情報公開	公 開	非公開（一部非公開を含む）とする理由	（龍ヶ崎市情報公開条例第 9 条 号該当）
		公開が可能となる時期（可能な範囲で記入）	年 月 日

令和7年第1回龍ヶ崎市情報公開・個人情報保護審査会の内容については、上記のとおり相違ありません。

令和7年 月 日

会議録署名人 _____